

第 1 号

8月10日 (木)

平成29年第1回宇城市議会臨時会（第1号）

平成29年8月10日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第10号 専決処分の報告について
日程第4 議案第46号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良工事）

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 高橋佳大君 | 2番 高本敬義君 |
| 3番 大村悟君 | 4番 星田正弘君 |
| 5番 福永貴充君 | 6番 溝見友一君 |
| 7番 園田幸雄君 | 8番 五嶋映司君 |
| 9番 福田良二君 | 10番 河野正明君 |
| 11番 渡邊裕生君 | 12番 大嶋秀敏君 |
| 13番 尾崎治彦君 | 14番 河野一郎君 |
| 15番 長谷誠一君 | 16番 永木伸一君 |
| 17番 入江学君 | 18番 豊田紀代美君 |
| 19番 堀川三郎君 | 21番 石川洋一君 |
| 22番 岡本泰章君 | |

4 欠席議員（1人）

20番 中山弘幸君

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 木村和弘君 書記 横山悦子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
総 務 部 長	本 間 健 郎 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君
総 務 部 次 長	成 松 英 隆 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（入江 学君） ただいまから、平成29年第1回宇城市議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（入江 学君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、19番、堀川三郎君及び21番、石川洋一君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（入江 学君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 報告第10号 専決処分の報告について

○議長（入江 学君） 日程第3、報告第10号専決処分の報告について、総務部長に報告を求めます。

○総務部長（本間健郎君） それでは、報告第10号専決処分の報告について、詳細説明を申し上げます。議案集の2ページから4ページになりますのでよろしくお願いいたします。

本件は、公用車の事故に係る損害賠償2件についての専決処分の報告でございます。

3ページを御覧いただきたいと思っております。1件目です。平成29年4月24日、宇城市松橋町松山で発生したもので、市職員が公用車で走行中、相手側の車両が後退してきたところ、公用車右側に接触し両方の車両が破損したことにより、市に賠償責任が生じたもので市の責任割合が20%となっております。

4ページをお願いいたします。2件目でございます。平成29年4月7日、小川町川尻で発生したものでございます。業務委託により臨時職員が移動図書館業務終了後、移動図書館車のテントを折り畳まずに走行、相手方の小屋に公用車右側

が接触し屋根スレートを破損させたため、市に賠償責任が生じたものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車事故共済保険から補填されます。公用車の事故に伴う損害賠償につきましては、地方自治法の規定に基づき、市長において専決処分することができる事項として指定されております。このことにつきまして、報告第10号のとおり、損害賠償の額を専決しましたので、今回、報告するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（入江 学君） これで報告第10号を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第46号 工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良工事）

○議長（入江 学君） 日程第4、議案第46号工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良工事）を議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 平成29年第1回宇城市議会臨時会の開催にあたり、公私御多忙のところ緊急にお集まりいただきありがとうございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。今回、提出します議案は、契約に関する議案1件でございます。本件は長崎久具線交付金道路改良工事請負契約の締結についてでございます。早期の議会議決をお願いいたしたく、臨時議会の開催をお願いしたものでございます。詳細につきましては土木部長が説明いたします。よろしく御審議の上、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（入江 学君） 議案第46号の提案理由の説明が終わりました。

これから議案第46号、工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良工事）の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第46号、工事請負契約の締結について、詳細説明を申し上げます。

議案集の5ページ、説明資料の2ページと3ページをお願いいたします。今回の長崎久具線交付金道路改良工事に係る工事請負契約の締結につきまして、平成29年7月24日に、契約の相手方と仮契約を締結しております。本工事の予定価格が1億5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号並びに宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。

契約の内容といたしまして、工事名、長崎久具線交付金道路改良工事。工事場所、宇城市松橋町東松崎地内、契約金額1億4,018万4,000円。契約の相手方でございますが、熊本県宇城市松橋町松橋1028、名称、株式会社高橋建設、代表者、代表取締役 高橋溥明でございます。

本工事は、説明資料の3ページの赤色着色部分でございます。県道八代不知火交差点から2級河川大野川の松橋側、左岸橋台部までの道路の新設、堤防及び堤防の堤脚部にあります用排水の付替工事等を施工するものでございます。

設計金額が5,000万円を超えるため、条件付一般競争入札方式を採用し、施工実績や配置予定技術者等を条件に入札を行ったものであります。入札後に落札候補者の競争参加資格について審査を行う事後審査型入札で、その結果を基に7月21日の指名審査会を経まして落札者の決定を行い、7月24日に仮契約を締結したところでございます。

以上で議案の詳細説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（入江 学君） 議案第46号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第46号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○8番（五嶋映司君） 工事名の呼称の問題ですけれども、私たちが長崎久具線というと、久具はどこにくるのかという話がよく出て、現実的に、この工事は当初は、久具までつなぐ予定だったのかもしれませんが、現実的にはどうも久具までは行かない、今の状況でそのまま終わるのか。今後もし、久具線という呼称をそのままお使いになるならば、今後どこまで計画があるのか。もし、その計画がないとするならば、この工事名の呼称を、例えば補助金の関係その他で難しい部分があるのかもしれませんが、この呼称を変えていただくほうが分かりやすいんじゃないか。実は、うちの区長の人と話をしていますと、どうも久具と言われると、久具の、おいおい、どこに行くとかいという話になってね、一般的に不都合が生じるんじゃないかということで、その辺のお考えを是非伺っておきたい。

○市長（守田憲史君） 五嶋議員、おっしゃるとおりでございます。今のところ、予定はございません。呼称その他に関しましては、補助金その他のこともありますので、ちょっと検討させていただきたいと考えております。

○議長（入江 学君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 異議なしと認めます。したがって議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第46号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、工事請負契約の締結について（長崎久具線交付金道路改良工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第46号は、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（入江 学君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（入江 学君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第46号は可決しました。

-----○-----

○議長（入江 学君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これで平成29年第1回宇城市議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

